

令和4年度 牧之原市放課後児童クラブ利用児童募集要項



【受付期間】令和3年10月1日(金)~29日(金)

受付期間外は、特別な事情（転入、離婚など）でない限り、原則受付を行いません。

この募集要項には、児童クラブの申込み・利用に関わる重要な事項が記載されています。よくお読みいただいた上で、お申込みください。

この要項は、お申込み後も、ご自宅で保管いただくようお願いいたします。

今年度から、企業等が記入した就労証明書が必要となります。保険証の写しを添付しての提出はできません。

目 次

- 1 放課後児童クラブの概要・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- 2 放課後児童クラブ一覧・・・・・・・・・・・・・・・・P2
- 3 開設時間・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- 4 利用料・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- 5 申込の受付・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- 6 保護者の就労証明書等の提出について・・・・・・・・P4
- 7 申込後の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・P7
- 8 注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・P8
- 9 よくある質問について・・・・・・・・・・・・・・・・P9
- 10 牧之原市児童クラブ 入所選考基準（指数表）・・・・・・・・P11

1 放課後児童クラブの概要



(1) 放課後児童クラブとは

仕事等により保護者が昼間家庭にいない市内の小学校に通う小学生（1～6年生）に適切な遊びや生活の場を提供することで、児童の健全育成と保護者の仕事と子育ての両立を推進することを目的としています。

児童クラブは、仕事等の理由で放課後に児童の面倒をみることができない家庭を支援する事業です。『友達がいるから』、『宿題をさせてくれるから』等の理由での申し込みはできません。児童を含めたご家族で話し合った上で、申し込みをしてください。

(2) 対象児童

牧之原市内の小学校に就学する児童で、次のいずれかの理由により支援を必要とする児童を対象としています。

保護者が自宅外で仕事をしている。(就労時間については、P6 参照)

保護者が自宅にいて、自営業を営んでいる。

保護者が長期療養中又は障がいがある。

保護者が心身の障がいのある親族又は介護が必要な親族を長期にわたり介護している。

保護者とは、父母のほかに児童と同居（同一敷地内、隣接地等を含む）する65歳未満の祖父母を含みます。



2 放課後児童クラブ一覧



名 称	開設場所	対象学校	募集 人数
静波 ・ 放課後児童クラブ	静波 1430 - 1	川崎小	60
川崎 ・ 放課後児童クラブ	川崎小学校内		60
細江第1A・B 放課後児童クラブ	細江小学校内	細江小	50
細江第2 放課後児童クラブ	細江 1244 - 5		45
細江第3 放課後児童クラブ	細江コミュニティーセンター内		30
勝間田 放課後児童クラブ	勝間田小農村の家2階	勝間田小	35
坂部 放課後児童クラブ	坂部小学校内	坂部小	30
相良 ・ 放課後児童クラブ	相良小学校内	相良小	65
菅山 放課後児童クラブ	菅山小学校内	菅山小	25
萩間 放課後児童クラブ	萩間小学校内	萩間小	35
地頭方 放課後児童クラブ	地頭方小学校内	地頭方小	35
牧之原小学校 放課後児童クラブ	牧之原小学校内	牧之原小	35
榛原土曜児童クラブ	静波 1430 - 1	榛原地区の 小学校	20
相良土曜児童クラブ	相良小学校内	相良地区の 小学校	20

受付状況により、開設場所の増設及び定員変更をする場合があります。

長期休暇時のみの利用は、平日クラブ以外での利用（学区以外の場所）になる場合があります。

3 開設時間

区分	開設時間
平日放課後（月曜日～金曜日）	下校時～午後6時15分
長期休暇時（春・夏・冬休み、振替休校日） 土曜日	午前7時30分～午後6時15分

クラブのお休み：日曜日、祝日、お盆休み、年末年始（12/29～1/3）

4 利用料

利用時間帯	利用料
平日放課後利用	月額 7,000 円（8月を除く）
長期休暇のみ利用	春休み 期間 3,500 円（R4.4月とR5.3月） 夏休み 期間 8,000 円（8月） 冬休み 期間 3,500 円（12月）
土曜日利用	月額 1,000 円

平日放課後利用者が春休みと冬休みも利用する場合、春休みと冬休みの利用料は放課後利用料（7,000円）に含まれます。（追加料金はありません。）

生活保護法による被保護世帯は、利用料が全額免除されます。

令和3年度市民税非課税世帯、児童扶養手当受給者（令和3年11月の判定後支給対象者）は、利用料が半額となります。支給開始日又は資格喪失日の該当する月をもって減免は変更されます。



5 申込書の受付

(1) 受付期間

令和3年10月1日(金)から10月29日(金)まで
土日、祝日を除く

受付期間以外の申込みについては、特別な事情(転入、離婚など)がない限り原則行いません。

(2) 受付場所、受付時間

子ども子育て課(さざんか) 午前8時15分から午後5時まで
(水曜日のみ午後7時まで)

(3) 提出書類

放課後児童クラブ利用申込書(児童1人に対して1枚)

就労証明書等(保護者(65歳以下祖父母含む)全員分)

保育園、幼稚園申込時の就労証明書のコピーでも対応します。

同居する祖父母(65歳以上)の状況申告書

下記 のいずれかに当てはまる方は、令和3年度住民税課税額が分かる書類

令和3年1月1日時点で牧之原市に住所がなかった方

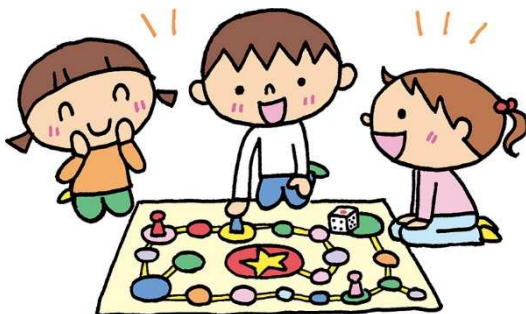
牧之原小学校児童クラブ申込者のうち、菊川市民の方

「特別徴収税額決定通知書」や「住民税課税証明書」等

世帯員いずれかが住民税課税の場合はいずれか課税者1人分を世帯全員非課税の場合は、全員分の非課税証明書を提出してください。

(4) その他

利用申込書等は、牧之原市ホームページからダウンロードできます。





6 保護者の就労証明書等の提出について

(1) 保護者の範囲について

保護者は、児童と同居（同一敷地内、隣接地等を含む）する65歳未満の祖父母を含みます。保護者全員が就労条件等を満たすことが入所の条件です。

(2) 各種就労状況等の証明に係る必要書類一覧

就労状況等の証明に係る必要書類一覧

状況	必要書類	添付書類
就 労 自 営 業 農 業 ・ 漁 業	就労証明書（企業等記入） 保育園、幼稚園申込み時の就労証明書のコピーでの申込可能。	自営業・農業・漁業の場合は、前年分の確定申告書の写し（事業主の物）
就 職 活 動	確認書（本人用） 申込後、2ヶ月以内に就労証明書を提出すること。2ヶ月を過ぎても就労証明書が提出できない場合、申込書が不受理となります。	ハローワークカード、面接申込書等
通 学	確認書（本人用）	在学証明書、学生証または入学許可書の写しまたは通学日数や授業スケジュールがわかる書類
妊 娠 ・ 出 産	確認書（本人用）	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日がわかるページ）
傷 病	確認書（本人用）	医師の診断書または証明書等
障 が い 等	確認書（本人用）	障害者手帳等の写し（氏名、障がい名、等級がわかるページ）
災 害	確認書（本人用）	罹災証明書
介 護 等	確認書（介護等をしている方用） 同居親族を介護等している場合は、民生委員の署名も必要。 子ども子育て課へご相談ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳等（氏名、障がい名、障がいの等級がわかるページ） ・ 介護保険証、要介護認定の結果通知書、ケアプラン

確認書（本人用）は、子ども子育て課、市民課（相良窓口係）、児童クラブにあります。

確認書（介護等をしている方用）は、一度子ども子育て課へご相談ください。

(3) 保護者の仕事(就労)の注意事項

保護者は、次のアとイの就労要件を満たすことが必要です。

ア 平日就労日数 月 12 日以上(週 3 日以上)

イ 就労終了時刻及び就労時間

【勤めの場合】

平日放課後利用の場合の <u>就労終了時刻</u>	1年生：午後 2 時以降 2年生以上：午後 3 時以降
長期休暇利用、土曜日利用の場合の <u>1日の就労時間</u>	クラブ開設時間(7:30 ~ 18:15)のうち 5 時間以上

【内職の場合】

内職をしている方	月 2 万円以上の収入、 且つ 64 時間以上の稼働実績
----------	---------------------------------

【自営業、農業、漁業等の場合】

事業主(確定申告をしている方)	月 140 時間以上の就労
専従者 (事業主の確定申告において専従者として申告されている方)	月 100 時間以上の就労
その他(手伝いの方等)	月 64 時間以上の就労

放課後利用の場合は、就労終了時刻(1年生は午後 2 時以降まで
2年生以上は午後 3 時以降まで)の要件も満たす必要があります。

年度途中で保護者が就労要件を満たさなくなった場合は、その日の属する月の末日で利用を中止していただきます。

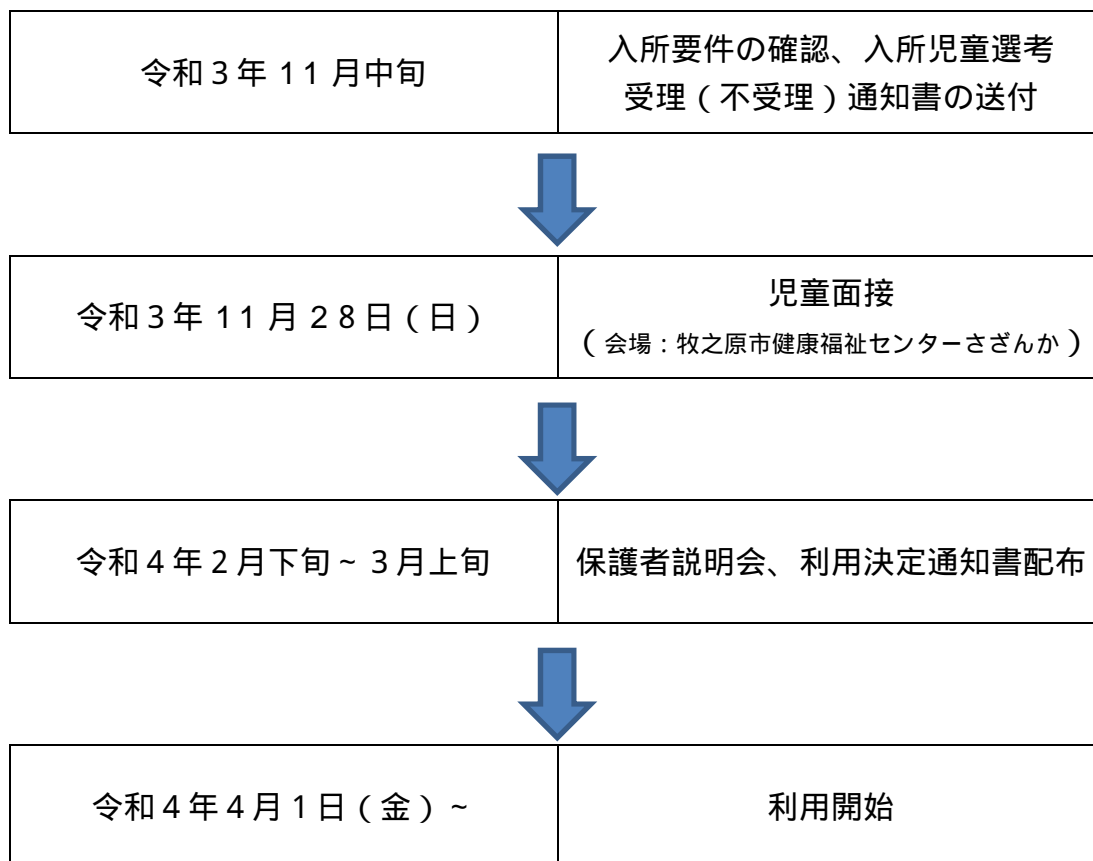
母の産休中及び育休中は児童クラブを利用することはできません。
ただし、次の期間は児童の面倒を見ることが困難であると判断し、
利用可能とします。

産前：出産予定日の前月初日から

産後：産後 60 日が経過する日の属する月の末日まで



7 申込み後の流れ



児童面接は、新規利用予定者（新1年生および新規利用の新2年生以上）を対象に行います。ただし、継続利用者であっても利用状況により面接を行わせていただく場合もあります。

現時点の予定です。新型コロナウイルス感染症の影響により変更する場合があります。



8 注意事項



- (1) 提出書類に不足がある場合は、利用申込書を受付できません。書類が整い次第、提出してください。
- (2) 申込者数が定員を超過した場合は、先着順ではなく『児童クラブ入所選考基準』に基づき優先順位を決定します。優先順位が下位の方は待機者としてお待ちいただくこともあります。
児童クラブ入所選考基準については、P11、12をご覧ください。
- (3) 令和3年度以前の「児童クラブ利用料」「保育料や給食費」等を滞納している場合は、申込書を受理できません。また、児童クラブ利用開始後に利用料の滞納が続いた場合は、利用を中止していただきます。
- (4) 児童クラブでの生活は集団での行動となりますので、集団生活に支障をきたすことがある場合（他の児童や支援員に対しての暴力行為、クラブの決まりを守れない等）は利用を中止していただくことがあります。
また、物品を破損したり他人にけが等をさせたりした場合は、保護者に費用等の負担をしていただきます。
- (5) お子さんをお預かりするに当たり、支援員が注意すべき点等がある場合（持病や障がいがある場合）は、受け入れ体制を整える際の参考とさせていただきますため、お子さんの特徴や注意すべき点を利用申込書の備考欄に記入してください。ただし、集団での生活が著しく困難な場合は利用をご遠慮いただくことがあります。
- (6) 感染症対策を実施しながら運営する中で、児童クラブは集団行動ですので、マスクの着用・検温の徹底をお願いするとともに、国や県の動向により緊急的な対応をお願いすることがあることをご理解ください。
- (7) クラブに入所希望される児童の情報を学校、保育園等の関係機関から収集することがありますのでご承知おきください。
- (8) 川崎小、細江小、相良小のクラブの割り振りは、学年比、男女比等を考慮して市が決定します。ご希望を伺うことはできませんので、ご了承ください。

9 よくある質問について



質問	回答
<p>受付期間を過ぎてしまった場合、申込みができるか。</p>	<p>特別な事情（転入、離婚など）でない限り、原則受付を行いません。 子ども子育て課にご相談ください。</p>
<p>長期休暇時のみ利用をしたいが、今回の受付期間に申込みが必要か。</p>	<p>今回の受付期間に申込みをしてください。</p>
<p>現時点で、育休後仕事復帰により年度途中から利用を希望する場合、今回の受付期間に申込みが必要か。</p>	<p>今回の受付期間に申込みをしてください。利用申込書（児童台帳）の備考欄に、「育休後仕事復帰するため、 月より利用希望」等記入してください。</p>
<p>離婚をする予定のため、年度途中で児童クラブを申し込むことができるのか。</p>	<p>各クラブの空き状況によりますが、平日放課後利用について、利用したい月の前月 10 日（土日祝日の場合は前営業日）までに利用申込書等を提出いただいた場合は、面接等実施後、翌月 1 日より利用可能です。ただし、長期休暇利用を希望する場合は、利用したい月の前々月 10 日までとします。 （例：平日放課後利用の場合、10/1 から利用したい場合は、9/10 までに書類を提出する。ただし、10 日が土日祝の場合は前営業日）</p>
<p>就労証明を会社に依頼して提出するため、受付期間中に間に合わない。他の書類のみ提出しても良いか。</p>	<p>提出書類が全て揃わない限り受付できません。受付期間は約 1 か月ありますので、余裕をもって提出してください。</p>
<p>就労証明書は、兄弟で申し込む場合人数分必要か。</p>	<p>児童クラブに兄弟で申込みする場合は、一番下の学年の兄弟に添付をして提出してください。利用申込書（児童台帳）については、児童ごと必要です。</p>

質問	回答
<p>保育園・幼稚園の入所申込みに使用した就労証明書は使用できるか。</p>	<p>コピーを使用することは可能です。 子ども子育て課へ提出後はコピーすることができません。必ず提出前にコピーを取っておいてください。</p>
<p>夜間勤務やシフト勤務により勤務時間が固定されていない場合の判断基準はどうか。</p>	<p>夜間勤務の場合は、就労証明書の勤務終了時刻から、「通勤時間 + 帰宅後身支度 1 時間 + 睡眠時間 6 時間」を足した時間が、日中の就労要件を満たすこと。また、シフト勤務については、企業記入の標準的な就労時間帯を基準とします。</p>
<p>勤務先が派遣の場合、就労証明書は事業所と営業所とどちらに書いてもらえば良いか。</p>	<p>派遣元の事業所に記入をしてもらってください。</p>
<p>月に数日しか、利用しないが、日割りなどはないか。</p>	<p>利用料の日割りは、行っておりません。利用登録があれば利用料をいただきます。詳細は、2 月末の説明会時に配布する資料に記載させていただきます。</p>
<p>クラスの希望、支援員の希望をすることはできるのか。</p>	<p>出来ません。 年度途中での変更についても、希望は受付できません。</p>



10 牧之原市児童クラブ入所選考基準

児童クラブ申込者数が定員を超過した場合は、次のとおり入所児童を選考します。

1 各児童の判定指数を算定

- (1) 「基本指数表」に基づき、父と母の基本指数を判定し合算する。
- (2) 「調整指数表」に該当する事由がある場合は、(1)の値に当該指数を加算又は減算し、これにより算出した値を児童の判定指数とする。

2 入所児童を決定

各児童の判定指数を比較し、判定指数が高い児童から順に入所児童を決定する。なお、利用決定した児童数が定員を超過した時点で、次点以降の児童は「待機」での決定をする。

判定指数が同点の児童が複数いる場合は、「判定指数が同一の場合の優先順位表」に基づき優先順位を決定する。

牧之原市児童クラブ 入所選考基準(指数表)

【基本指数表】						
区分	状況	基本指数	有効期間			
1 就労(勤め)	放課後	週5日以上	午後5時以降まで就労	10	就労期間が終了する日まで	
			1年生:午後3時以降まで就労	9		
			2年生以上:午後4時以降まで就労	8		
		週4日	午後5時以降まで就労	8		
			1年生:午後3時以降まで就労	7		
			2年生以上:午後4時以降まで就労	6		
	長期休暇(児童クラブ開設時間(7:30~18:15)の内の勤務時間)	週5日以上	1日7時間30分以上	10		
			1日6時間以上7時間30分未満	9		
			1日5時間以上6時間未満	8		
		週4日	1日7時間30分以上	9		
			1日6時間以上7時間30分未満	8		
	週3日	1日5時間以上6時間未満	7			
	2 就労(1)(自営業、農業、漁業等)	事業主(確定申告をしている方)	1か月の労働時間が140時間以上	9		2ヶ月以内
		専従者(専従者として申告されている方)	1か月の労働時間が100時間以上	8		
その他(単なる手伝いの方等)		1か月の労働時間が64時間以上	4			
就職活動		週3日以上、午後2時以降まで(放課後)または1日5時間以上(長期休暇)活動	3			
4 通学	公的な職業訓練校、学校教育法に定める学校等に通学するため、日中の外出を状態とする場合	7	通学期間が終了する日まで			
	上記以外で、就職、事業開始に必要な学校に通学する場合	5				
	就職、事業開始に必要な通信教育を自宅で受ける場合	3				
5 妊娠、出産	産休、育休中	7	産前休暇の初日以降産後2箇月以内			
6 傷病	入院、常時病臥	9	入院・療養を要しなくなる日まで			
	安静を要する状態	6				
	一般療養(通院等)	3				
7 障がい等	身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	10	基準に該当しなくなる日まで			
	身体障害者手帳3級、療育手帳B-1、精神障害者保健福祉手帳2級	8				
	身体障害者手帳4級以下、療育手帳B-2、B-3、精神障害者保健福祉手帳3級	4				
8 介護等	施設等付添	週5日以上、日中25時間以上(1日平均5時間)	10	介護等を要しなくなる日まで		
		週4日以上、日中20時間以上(1日平均5時間)	8			
		上記以外	3			
	在宅介護(保護者の実家等を含む)	重度障害、常時臥床、要介護度3~5の者の介護	9			
		要介護度1、2の者の介護	6			
		上記以外の者の介護	3			
9 災害	病院、施設等への送迎	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合(自宅)	10			
		震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合(自宅以外)	8			

1 放課後利用の場合は、1年生保護者は午後2時以降まで、2年生以上保護者は午後3時以降まで就労していることも条件。

【調整指数表】		
事由	調整指数	
1 居宅内又は隣接地での労働の場合	-1	
2 自営業、農業で、保護者2人以上が同じところで従事している場合	-1	
3 65歳以上の保護者(基本指数のいずれの項目にも該当しない者)が同居している場合	-3	
4 生活保護受給世帯	5	
5 ひとり親家庭	同居の祖父又は祖母なし	13
	同居の祖父又は祖母あり	10
6 利用申込児童の学年等	1年生	7
	2年生	5
	3年生	3
	4年生	1
	1~4年生で、5、6年生に兄弟がいる場合(兄弟の児童クラブ利用の有無不問)	-1
7 児童クラブ利用料又は保育所、幼稚園の利用者負担に滞納がある場合	-20	
8 その他特別な事情があると市長が認める場合(2)	-	

2 特別な事情があると市長が認める場合は、別に基本指針を設けることができるものとする。

【判定指数が同一の場合の優先順位表】	
1 学年が低い児童	
2 同居親族がないひとり親世帯	
3 保護者(65歳未満の祖父母を含む)の合計所得が少ない世帯	

【問合せ】

牧之原市子ども子育て課

牧之原市静波 991 - 1 さざんか 2F

TEL : 0548-23-0071